

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（2023年度 第1回） 議事録

■日時：2024年3月15日（金） 15:00～16:30

■会場：オンライン開催

■出席者：

（委員）

座長 田辺 新一	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
青木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事／東日本支部部長
杉浦 淳吉	慶応義塾大学文学部人文社会学科 教授
西尾 健一郎	一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所 上席研究員
平山 翔	株式会社住環境計画研究所 副主席研究員

（オブザーバー）

佐藤 美紀	株式会社東急パワーサプライ 執行役員 サステナブル推進本部 副本部長
瀬谷 孝之	一般社団法人全国LPガス協会 保安・業務グループ グループ長
千島 享太	ENECHANGE 株式会社 執行役員
前田 圭	電気事業連合会 業務部長
和田 貴広	一般社団法人日本ガス協会 普及部 業務推進部長

（事務局）

木村 鴻志	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課 課長補佐
羽島 智之	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 上席主任コンサルタント

■議題：

- （1）2023年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果
- （2）省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

■配布資料：

議事次第

委員名簿

資料1 2023年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果

資料2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

資料3 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）

■ 議事

➤ 2023年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果について

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

それでは、定刻になりましたので、只今より「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」を開催いたします。私は、事務局を務めます、みずほリサーチ&テクノロジーズの羽島です。よろしくお願いいたします。本日は、オンラインで開催させていただいております。また、審議は非公開とし、議事録は後日、ご確認後に公表させていただきます。

次に、委員・オブザーバーの出欠状況について、ご報告させていただきます。本日の検討会には、委員、オブザーバーの皆様、全員、ご出席頂いております。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、議事の円滑な進行のため、いくつかお願い事項がございます。①ご発言者以外は、マイクをミュート、ビデオをオフにさせていただくようお願いいたします。②ご発言を希望される際は、Teams上の「手をあげる」ボタンを押していただくようお願いいたします。③ご発言いただく際には、冒頭にお名前を仰っていただくようお願いいたします。ご協力、何とぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3になります。議事の前に、事務局を代表いたしまして資源エネルギー庁省エネルギー課 木村様から一言、ご挨拶をお願いいたします。

○省エネルギー課 木村課長補佐

お忙しい中、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。省エネコミュニケーション・ランキング制度も今年度3回目ということで、参加いただいている事業者の皆様と本検討会の委員・オブザーバーの皆様のご尽力のおかげで、情報提供のところは連続して参加いただいている事業者の皆様の平均点も上がってきておりますし、その取組の高度化が実現されているように思っております。他方で、取組が進展する中で見直しを行っていくべき部分も出てきているかと思っております。本日そういった部分について議論させていただければと思っております。その上で事務局資料の参考資料として付けておりますけれども、先日、省エネルギー小委員会において供給事業者による消費者の省エネ等を促進する制度ということで細かな公表項目の定義や指標のようなところは別途の検討会で議論をしていくところですが、国が定める項目について、実績を公表していくという制度の大枠のところは、皆様に賛同いただいたところですので、そうした消費者の行動変容を実現するための制度ですので、省エネコミュニケーション・ランキング制度ともつながっていくことを想定しておりますので、未定のところもございますけれども、ガイドライン検討会の皆様にはお知恵をお借

りすることはあるかと思しますので、ぜひ引き続きよろしく申し上げます。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

それでは、ここから議事に入らせていただきます。以降の議事進行は、田辺座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田辺座長

それでは、これより議事に入りたいと思います。本日の進め方ですが、はじめに議題1について、事務局よりご説明いただいた後に質疑、続いて議題2について再度事務局よりご説明いただき、議論等をさせていただければと思います。まず、議題1について、事務局より資料1のご説明をお願いします。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

事務局より資料1の説明をさせていただきます。P.1は制度の実施概要を示しており、結果のサマリーをP.2に示しております。後ほどエネルギー種別にご説明もさせていただきますが、サマリーとして、まず電気については2022年度と比べて提出事業者数が136者から89者に大幅に減少しました。今年度未提出となった事業者の多くは昨年度に★1やランク外であったことによるものと伺っています。他方で2022年度と比べて、★5の事業者が21から32に増加しました。また昨年度、今年度と連続して様式を提出した事業者の平均点は改善しており、全体として取り組みは進展している状況と認識をしております。追加項目についてはおおよそ2/3の事業者が提供されています。続いて都市ガスは2022年度と比較して、提出事業者数が41者から76者で大幅に増加しました。昨年度と今年度で分布の全体傾向としてはほぼ同様です。ガスについても2年連続で提出していただいている事業者は改善しています。LPガスについては提出事業者が6者から11者で増加しました。また初めて★5を獲得した事業者が1者登場しました。

6ページ目以降ではエネルギー種別に採点結果をご説明させていただきます。電気については、トップ評価の事業者が増加しました。ただ、提出事業者数が136者から89者と大幅に減少しまして、これは★1やランク外の事業者が2023年度に提出しなかったことが大きな要因となります。現状では低評価となっている事業者にいかん制度への参画を促すか、検討が必要です。★5事業者はいずれも基礎点が満点であり、★4事業者でも基礎点の平均得点率は80%以上でありました。全体の傾向としては一昨年度と同様でした。11ページ目が契約件数別に比較したスライドになります。一目瞭然ですが、契約件数別に採点結果の分布をみると、30万件超の事業者は約8割が★5を獲得しています。他方で中小企業は幅広く分布しています。18ページ目からは都市ガスになります。提出事業者数が2021年度の水準に回復しました。全体の傾向として分布状況はほぼ同様です。各ランクの平均得点率は電気と同様に高評価事業者は基礎点が高く、そのうえで加点に取り組んでいる状況です。契約件数

別について、電気と同様の傾向になっており、大手事業者は非常によく取り組んでいただいている方が多く、中小企業はレベルが様々です。27 ページ目が LP ガスです。今年度 6 者から 11 者に増加しました。初めて★5 事業者が 1 者登場されました。各ランクの平均得点率については者数が少ないためご参考情報とさせていただければと思います。また年度間比較のスライドも作成は省略しております。35 ページ目が契約件数 30 万件超及び公表意向あり事業者の評価結果一覧です。具体的な個者名をエネ庁のホームページで公表しています。かなり駆け足になりましたが、ご説明は以上となります。

○田辺座長

ありがとうございました。只今説明のあった内容について、ご意見、ご質問がある方は、Teams 上の「手をあげる」ボタンにてお知らせください。

○青木委員

電気・都市ガス事業者と LP ガス事業者では事業規模の幅や事業者数の観点で土俵が異なるため、同じ評価軸を用いるのは無理があるのではと思います。今後検討が必要です。

○平山委員

今年度、低評価の小売電気事業者からの提出が減少してしまったのは、取組実態把握の点からも残念です。新電力事業者にとっては情報提供や本制度への報告のための業務負荷は大きいです。提出を促す動機づけや報告様式の簡易化が重要です。また、大手企業にはしっかり回答を求める枠組みがあると良いと考えます。

○西尾委員

制度に連続して参加している事業者の平均点が上昇しており、制度が有効に機能しているといえます。低評価事業者に対しては注意喚起や意欲向上が必要です。一方で高評価事業者や様式を提出している事業者に対しては補助制度での優遇対象とする等のインセンティブが有効です。また事業者が評価基準や結果を十分に理解しておくことが重要であるため、引き続きわかりやすいガイドラインを作成していただきたいです。

○瀬谷オブザーバー

今年度は省エネルギー課の協力も得て、事業者説明会を実施しました。今後提出事業者を増やしていきたいです。

○千島オブザーバー

全体としての評価が向上しているか、という点と消費者、利用者に伝わっているのかという点を注視していくべきです。電力システム改革の議論が進んでいる最中と認識している

が、事業者が提供するメニューやサービス・商品が多様化しており、消費者には理解しづらい面が出てきており、本制度の消費者への周知についても重視するべきだと考えております。

○省エネルギー課・木村課長補佐

本制度は全てのエネルギー事業者を情報提供のみによって評価しているため、ある程度限界もあるのではと考えております。今後、新たな制度設計を含めて取組を検討していきます。

➤ 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

○田辺座長

引き続き、議題2に移りたいと思います。事務局より資料2のご説明をお願いします。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

それでは、資料2についてご説明させていただきます。目次はP.1に示しているとおりです。

最初の議題である評価基準の明確化について、昨年4月に改正省エネ法が施行されまして、指針も改正しました。本ランキング制度においても、小売電気事業者を対象に情報提供内容の加点部分において、追加項目1.として「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を追加し、同様に、情報提供内容の加点部分において、追加項目4.として現行の「電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報」を「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」に改正しました。また、満点を140点から145点に改正しております。

一方で、2023年度に変更を加えたこれらの非化石エネルギーへの転換に資する情報、電気の需要の最適化に資する情報について、評価項目の重複等が存在していることが分かりました。これらについて、エネルギー小売事業者に対して評価基準を明確に示すことが必要であることから、事務局にて情報整理を行いました。

P.3-4については、資料1の中でも説明したものになりますので、ここでは割愛をさせていただきます。

P.5では評価基準の明確が必要な項目ということで2点記載しています。P.6から一つ目の課題についてご説明させていただきます。P.6の前に、先にP.7において報告様式をご覧いただきながらご説明差し上げたいと思います。スライド内に表が2つありますが、上の表は追加項目1:非化石エネルギーへの転換に関する部分となっております。選択肢として7つありますが、その中で選択肢3についてはその他の非化石エネルギーへの転換に関する情報になっており、ここでCO2削減量や排出量に関する情報の提供を取り組みの一つとして

報告する事業者が存在しています。一方で下の表については「指針 1 (5) その他の創意工夫」と呼んでいるものになり、この中の選択肢の一つとして「CO2 排出量の可視化」というものがあります。こちらの中でも CO2 削減量や排出量に関する情報を提供していると報告する事業者が存在する状況となっており、同じ CO2 関連の情報が二か所で報告できるような形になってしまっています。この点は報告するエネルギー小売事業者に混乱を招きかねないため、整理をしたいと考えているところになります。P.6 に戻りまして、スライド中央部の表に 2023 年度の報告状況を示しております。追加項目 1 において CO2 排出量（削減量）に関する情報の提供を報告している小売電気事業者は 1 者おられまして、者数は少ないですが、実際に一者存在するという状況になっています。ちなみに「指針 1 (5) その他の創意工夫」として、その他どのような取組が報告されているのかというのを P.6 の一番下の表に記載しています。非常に多様な取り組み方法を報告いただいているということも踏まえた上で、この課題に対する対応方針を P.8 に示しております。追加項目 1 の非化石エネルギーへの転換に資する情報は、再エネ 100%メニューの提供や太陽光発電の導入支援サービスの提供に関する情報提供など、一般消費者の非化石エネルギーの転換に資する取組が評価の対象です。非化石エネルギーへの転換に資する取組の中には、結果的に CO2 排出量の削減につながる取組もありますが、CO2 の削減量の情報提供自体は非化石エネルギーへの転換に資する情報とは認められないかと考えております。したがって、CO2 排出量または削減量に関する情報提供は、指針 1 (5) の「3.CO2 排出量の可視化」において評価し、評価項目 1（非化石エネルギーへの転換に資する情報）の取組として回答があった場合は加点しないこととしたいと思っております。この内容はガイドラインの中にも追記をしたいと考えております。

続いて 2 つ目の課題（イ）をご説明させていただきます。こちらは追加項目 4 の電気の需要の最適化に資する情報における「選択肢 1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」と追加項目 5 の「4.経済インセンティブ付与」の内容が重複しているのではないか、という課題になります。この点についても先に報告様式を使ってご説明をさせていただきます。P.10 の上の表は「追加項目 4.一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」の報告部分になっており、こちらでは節電プログラムにおける経済的インセンティブの付与に取り組んでいる事業者が多数存在する状況です。他方で、下の表は「追加項目 5.その他提供方法に関する創意工夫」の報告箇所ですが、選択肢の一つとして「4.経済的インセンティブ付与」があり、こちらでも同様に節電プログラムの取組を報告している事業者がいます。このように同一の取組が二箇所で報告可能になっていることから、明確化・整理を行いたいと考えているところがございます。一枚戻りまして、P.9 ですが、「追加項目 4 1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」において、節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与の取組を報告した小売電気事業者は 53 者、また、「追加項目 5 4. 経済的インセンティブ付与」において、節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与の取組を報告した事業者は 12 者存在しています。また、スライドの一

番下の表に示しております通り、「追加項目 5.4.経済インセンティブ付与」における取組事例としては、節電プログラム以外のもも色々ある状況です。以上のことを踏まえまして、課題（イ）の対応方針を P.11 にまとめております。追加項目 5 の選択肢から「4.経済インセンティブ付与」を削除することも対応方法の一つではありますが、「経済インセンティブ付与」の取組内容は、「会員制サイトを閲覧した場合にポイント付与」などの取組があり、「4.経済インセンティブ付与」を削除した場合にこのような取組を評価することができなくなってしまいます。よって、「節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与」の取組は、「追加項目 4 電気の需要の最適化に資する情報」で評価し、それ以外の経済的インセンティブ付与の取組を、「追加項目 5 4.経済インセンティブ付与」で評価することとしてはどうかと考えております。委員の皆様からご意見いただければと思います。

続きまして運用改正案の 2 点目、「★5 獲得事業者に継続的な取組を促すインセンティブ付与方法」についてご説明させていただきます。P.13 に記載しています通り、2021 年度の試行運用開始以降、各事業者の情報提供の取り組みは進展しているというところです。最高評価の★5 を獲得した企業も年々増加している状況です。特に小売電気事業者の評価結果においては、全報告事業者の中で★5 獲得事業者の割合が最も高い状況になっています。これ自体は非常に喜ばしいことですが、現在の評価方法だと仮に★5 獲得事業者の中で情報提供の取り組みレベルに差があったとしても、一括りに★5 という評価になってしまい、継続的に取組を進化させていくためのインセンティブが乏しい状況のため、何らかインセンティブ付与方法を検討すべきではないかと考えている所になります。P.14 はご参考情報として、2021 年度と 2023 年度の電気と都市ガスの評価結果の分布を比較しております。このような中で、2024 年度の運用では、まずは評価項目及び配点を変更せずに対応が可能である方法として、評価結果の公表において、満点を獲得している事業者を可視化してはどうかと考えております。ただ、満点を獲得する事業者が増加した場合、本対応の効果が低下してしまいますので、今後の状況に応じて、評価項目の配点の見直しや評価項目の追加などを検討してまいりたいと考えております。

それでは続いて、「ベストプラクティス集の更新」についてのご説明に移りたいと思います。P.17 は選定の考え方を示しており、こちらはこれまでから変更しておらず、ベストプラクティスは波及性、先進性、省エネ性という 3 つの選定基準から評価し、事務局にて選定することとしています。P.18 は今年度新たにベストプラクティス集に追加したく考えている各社の取組を一覧にしたものになります。

まず一つ目が大阪ガスの取組です。「属性情報、所有機器等の情報をもとした類似世帯、用途別エネルギー使用量の比較」ということで、属性情報や所有機器情報から、独自のロジックで用途別の電気及び都市ガス使用量の情報を提供し、あわせて類似世帯との比較が可能な仕組みも提供しているものになります。独自ロジックでエネルギー使用量を分解し、類似世帯との比較が可能な仕組みを提供している点が先進的であり、類似世帯との比較において電気使用量の多い用途を示すことで、節電につながる気づきも提供していることから、

選定しております。

二つ目は九州電力の取り組みです。自社アプリを使用したデマンドレスポンスの取り組みですが、特に上げ DR の取組を進めているということで選定いたしました。電気需要の最適化に向けたダイヤモンドリスポンスの取組として、下げ DR とともに、再生可能エネルギーの有効利用に繋がる上げ DR を実施している点が先進的であることから選定したのになります。

続いて三つ目の取組は非化石エネルギーへの転換に資する機器導入支援の取組になります。3社の取組を取り上げておりますが、取組の類型としては一つになっています。P.21 が東京電力エナジーパートナーによるエネカリプラスなどの取組です。P.22 は関西電力の取組で太陽光発電設備一定量の電気料金をセットにして提供する事例になります。P.23 は沖縄電力による事例で太陽光パネルに加えて蓄電池も無料で設置可能なサービスになっています。

それでは最後に 2024 年度の運用スケジュールについてご説明したいと思います。来年度は報告様式の提出期限を 7 月末としたいと考えております。2023 年度は法改正があったことなどもあり、8 月末としておりましたが、来年度は通常の省エネ法の定期報告と同じタイミングである 7 月末を期限にしてご報告いただきたいと思いますと考えております。その後 8~9 月に集計・評価作業を事務局にて行い、予定では 10 月頃に評価委員会を開催したいと思っております。評価委員会にて評価結果を仮確定させていただき、その後各事業者へ評価のフィードバックを行い、必要に応じて各事業者とやり取りをしたのち、評価結果を最終的に確定させて、12 月初旬に評価結果を資源エネルギー庁のホームページで公表するというスケジュールで進めていきたいと考えております。そして、1 月以降、検討会を数回開催して、次年度以降の運用に向けた議論を行いたいと思っております。また、スライド上部のボックス内にあわせて記載しておりますが、省エネコミュニケーション・ランキング制度の将来的な発展に向けて、低評価事業者の参加促進に向けた検討や、新たな評価項目の設定、配点等の見直し定量評価等の評価の高度化に向けた検討なども行いたく、本日あまり詳細な議論はできませんが、必要な観点について委員の皆様からご意見をいただければと思っております。

資料 2 については以上になります。

○田辺座長

ありがとうございました。只今説明のあった内容について、ご意見、ご質問がある方は、Teams 上の「手をあげる」ボタンにてお知らせください。

○西尾委員

評価基準の明確化については賛同します。しかしトップレベルを目指す事業者にとっては、認識の違いによって評価漏れが生まれると意欲をそぐことになるので、適切な周知やフィードバックをお願いしたいです。★5 獲得に事業者に対するインセンティブ付与について

も賛同します。この点について1点質問ですが、満点事業者の割合を教えてくださいませんか。一定数以上の事業者がその水準に達しているのであればさらなるレベルアップを目指していただくことの重要性を感じています。その際には、評価の一貫性を保つことが重要であり、また同じ取組を行っているにもかかわらず、評価が短期的に下がってしまうといった事態は避けるべきです。そのうえで相対評価活用には余地があると考えています。★5の事業者は区別がつかないため、トップオブトップを明確にすることは有意義なアプローチになります。トップレベルの事業者を明確にして、その水準に惜しくも達しなかった事業者に対してさらなる努力を促すということはエネルギー事業者全体のレベルアップにつながります。また、今後の状況によって見直しも検討とのご説明もその通りだと思います。ベストプラクティスについて、大阪ガスの取組は需要家の声を踏まえたものであり大変素晴らしいです。今後の制度の見直しについては、参加事業者を増やしていくことが重要です。昨年度、今年度ともに提出事業者数の増減が議論の対象となりました。様式提出に関する義務と任意の境界線が存在すること、公表意向に関する配慮も影響しているかと認識しています。こうした要素は試行的な要素も含んでおり、制度の初期段階では重要でしたが、回数を重ねていくことで満点事業者も出てきており、条件も良くなっていると思います。本来はエネルギー小売事業者全体で行う広く取り組んでいただきたい項目も多く、全体の底上げが重要になってきます。また参考資料について、自由指標をポジティブに活用することも検討してほしいです。規定指標と自由指標をうまく組み合わせることで事業者による創意工夫の余地を作り出していくことも可能です。制度導入初期は事務局側も事業者側も手探りで進めているところもありましたが、ベストプラクティスを広めていけると良いです。

○青木委員

評価基準の明確化に関する2点について賛同します。ハロー効果に似た認知バイアスを誘引する可能性があるため、対応方針としては良いと思います。類似の評価基準を明確化することで事業者にとっても報告しやすくなると期待されます。★5事業者への対応について、★5事業者が増加している中で、満点事業者とそうでない事業者の差別化についてはモチベーションとして意義はあるが、消費者の公表結果の受け取り方が多様化してしまうことも念頭に置いて検討する必要があります。満点事業者には先の目標が見えない場合は無用なプレッシャーになり得る可能性があり、また消費者にとっては満点でない事業者にマイナスイメージを抱く可能性や、逆により良い事業者へ乗り換えたいというスイッチングの動機にもなり得る可能性があります。そのような多様な受け取り方の可能性を踏まえ、満点でない事業者に対しては加点やコメント等の記載によるフォローがあると良いと思います。また、評価委員会として全体の評価結果に対する講評や分析を公表することも理解を広めるためには良いと思います。ベストプラクティス選定の考え方については概ね賛成です。特許などの企業秘密に触れないけれども他者へ参考となる事例というのが広く共有することで、全体としての取組の底上げが期待できます。さらに本制度の継続性・発展性のために

PDCA サイクルを回していく中で Check の機能として事業者に対するアンケート調査なども検討してほしいです。良好事例が実際にどれだけ採用されて実施されたかといった実績も選定基準の一つである波及性における見込みに対する結果になると思います。また選定基準の先進性については、独創的な取組であることと他者に先駆けた積極性、この2つの評価軸があるのではないかと考えております。この2つのどちらに該当するのか、両方に該当するのかといったことを念頭に評価することが必要と考えております。個人的には本制度の認知度は高まってきていると認識していますが、今後さらなる認知度向上の取組が必要です。脱炭素化やCO2削減は喫緊の社会テーマであるといったところから、消費者にとってはこのランキング制度はもっと身近であるべきで一層の認知度向上のための取組が必要と考えております。新規の報告制度の検討においては、本制度との違いや趣旨をわかりやすく伝えることが重要です。新規制度を活用し、アンケート等による実績ベースで需要家への行動変容を評価することが重要です。

○平山委員

概ね異論はないです。★5事業者へのインセンティブは、任意の制度か義務なのかによりますが、満点事業者のみ公表するという案もありかなと考えています。各事業者がどの評価項目でどのように点数を獲得できているのか、透明性が明らかになれば★4事業者にとっては自社に不足している部分を確認可能となり、取り組むモチベーションになります。新規制度案については概ね支持しますが、省エネ効果量の定量化について、算定方法のルール化が必要と考えます。情報提供等によるみなし効果を推定するのは難しいですが、高効率給湯器の販売等のハード対策は比較的定量化しやすく、ルールの整備として最初に着手しやすいかと思います。今後は、高い目標を課す制度とより幅広く様々な事業者に参加いただく方の制度と分けて議論していくことになるかなと考えております。

○杉浦委員

どのくらいの消費者が本制度の結果を活用しているかという点が、今後の制度を見直すうえで重要であると思います。

○省エネルギー課 木村課長補佐

★5の事業者の半分程度が満点を獲得している。そのため評価も変えるべきかという話になるが、★5の事業者でもさらなるジャンプアップや維持もインセンティブとして重要です。事業者へのプレッシャーや消費者によるスイッチングの動きが必ずしも悪いこととは限らないため、今後の動向を確認していきたいと思います。本制度の課題解決に向けて新しい制度を本制度と繋げることも検討していきます。

○千島オブザーバー

電気事業者の電力データ開放の取組が進められています。具体的なサービスの提供はまだ今後の取組だと認識していますが、家庭の電力データを使用した情報・サービスの提供を評価する視点を加えてはどうかと感じました。行動変容については、再エネの有効活用に向けた上げDRが良い施策であるため、より高く評価すべきです。また昼の上げDRについては、これに非化石を充てる取組は再エネの電源が今後普及促進しなければならず、増加していく中でより取り組まれなければならないものです。ベストプラクティスの選定の中に我々の向いている方向のものが取り上げられ、また消費者の電力会社のコミュニケーションが増えることで再エネが進むというPRになると思います。

○和田オブザーバー

今回提示されたインセンティブ付与方法案について、配点の変更や評価項目の見直しは事業者の負担増加や努力義務のない事業者の参加意欲低下につながります。参加事業者数を増やすことや低評価事業者の底上げが重要であるため、参加へのインセンティブが必要です。省エネ大賞だけでなく、中小事業者を含めた幅広い事業者の取組みを消費者に広く周知する場の創設や消費者への本制度に関する情報発信も進めていってほしいと考えております。

○前田オブザーバー

評価基準の明確化について異論はないです。インセンティブ付与方法については実際にインセンティブになるのかどうか検討が必要です。今後の新制度の在り方としては、全面自由化された市場において自由競争を妨げないものとする必要があります。全て義務化することには慎重に考えていただきたいです。報告の手間等にも配慮いただきたいです。また本制度の趣旨はできるだけ多くの消費者に省エネに取り組んでもらえることが重要であるため、対象事業者については可能な限り広くカバーするようにしてほしいです。また、評価項目が例示されているが、例えば先日の省エネルギー小委員会でもコンサルティングの件数を横並びで公平に評価できるのか、といった意見が出ていたと認識しています。公平性など事業者の実態がうまく反映されるように検討していただきたいと思っております。

○佐藤オブザーバー

評価基準の明確化について異論はないです。慣れていない事業者にとっても回答しやすい形に修正されています。新電力事業者としては、詳細検討にあたり事業者の実態に即した検討をお願いしたいです。あまり厳しい指標を設定したり、事業者負担が大きかったりすると取組が広がっていかないため、バランスをみるべきです。小売事業者は多様な方法で顧客との接点を持っており、実態を把握することは難しいです。代理店や取次店が実際の顧客接点を持っている場合もあります。また小売事業者の中では他の商品・サービスとのバンドル

販売を行っている所もあります。顧客接点の量や深さは、電気以外の他のサービスにおいて営業機密に近い情報となり、明かせないこともあり、開示する上での課題となります。機器販売を垂直統合でやっている事業者は少なく、また連携している事業者の販売機種ごとに計算することは負担が大きいです。そもそも連携事業者に開示してもらえないということも考えられます。制度を検討する上では考慮していただきたいです。

○瀬谷オブザーバー

制度の周知をしっかりと進めています。事業者の負担にならないようことが望ましいです。

○省エネルギー課 木村課長補佐

事業者の負担にならないよう、本制度の見直しを検討していきます。

○田辺座長

ありがとうございました。委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。制度運用、ガイドラインの見直しについて、ご了承頂けますでしょうか。本日ご指摘いただいた点のガイドライン等への資料の反映については、座長一任とさせていただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、私に一任させていただければと思います。それでは、事務局より今後についてのご説明をお願いいたします。

○羽島上席主任コンサルタント（みずほ RT）

事務局からの連絡事項のご案内に移る前に、ご説明できていなかった資料3ガイドラインについては、評価基準の明確化について微修正を加えております。ハイライトの部分が修正もしくは追加したところになりますので、ご覧いただければと思います。

皆様、本日は、ご意見頂きまして、ありがとうございました。今後の進め方ですが、今年度の検討会は本日限りとしまして、この後、本日ご議論いただいた内容を踏まえまして、ガイドラインの改訂・公表に向けた準備を進めていきたいと考えております。また、本検討会についてですが、制度の運用状況の確認や制度改正等について議論を行うため、来年度も引き続き、必要に応じて開催していきたいと考えております。皆様、引き続きのご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。それでは、本日の検討会はこれにて終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

以上